

2020年度事業計画

1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応（toto 助成事業）

- 2020年度の仲裁・調停等業務について
スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 10 件、調停 4 件
手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円（税別））：仲裁・調停 5 件
- 事前相談への対応について
相談対応者：仲裁・調停等専門員（弁護士） 3 名程度（交代勤務）
仲裁・調停等専門委託員 1 名
仲裁・調停補助職員 1,2 名程度（2 名の場合は交代勤務、予定）

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催（toto 助成事業）

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。時期、テーマ等詳細は未定。基調講演、パネルディスカッション、通訳、ポスター、チラシ、プログラム、報告書など例年と同様を見込む。

3. 理解増進活動の展開（スポーツ庁委託事業）

（1）競技者・指導者等を対象とする活動

活動方法：競技者・指導者等に対して、スポーツ仲裁・調停の理解を高め、またトラブルが予防できるような研修会及び国体等でアウトリーチ活動を行う。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体へは個別に説明をする機会を設けるなど積極的に働きかけを行う。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 研修会
研修会は、年間 12 回程度を行う予定（4 月から事業が開始される場合）。
事業受託開始後すみやかに競技団体へ研修会の案内を行い、研修会を希望する競技団体と打合せの上、スケジュールを含め詳細を決定する。
- アウトリーチ活動
アウトリーチ活動は、JADA アウトリーチ・プログラムに同行して行う。JADA のアウトリーチ・プログラム計画が固まり次第、順次 JADA と打合せを行い、詳細を詰めることにしたい。また、当団体の認知度を上げることが目的のため、集客の期待される国民体育大会の開会式会場でアウトリーチ・プログラムを行うことを想定している。

【夏季大会】

2020 年 10 月 3 日鹿児島県（開会式）

【障がい者スポーツ】（日本障がい者スポーツ協会と協議の上決定）

（2）競技団体等を対象とする活動

活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体へ仲裁条項採択のための説明を積極的に企画する。

（3）仲裁人等を対象とする活動

活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

○ 研究会は、年間3回から5回程度を行う予定。その内4回は関東、2回は関西で行う。

また、併せてドーピング仲裁研修会も開催し、仲裁人候補者のドーピング仲裁に関する専門性を高める。

4. 海外派遣研修事業等の実施（スポーツ庁委託事業）

活動方法：公募にて海外派遣研修を行う派遣候補者を募集し、選考を行う。派遣先は、スポーツ仲裁またはスポーツ法等の研修ができる海外の機関を派遣予定者の独自のアプローチで決定をする。スポーツ庁からの事業受託が決定次第詳細を決定するが概要次の通り。

- 派遣人数：1名程度
- 派遣者：弁護士又は研究者として一定の要件を満たす者
- 派遣期間：2021年3月までの間に6ヶ月間
- 研修内容：国外に所在するスポーツ仲裁機関、スポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学、又はスポーツ法を中心に扱う法律事務所等にて、実務研修及び調査研究を行う。海外派遣前の1～2ヶ月間は、海外派遣のための準備・報告及び当機構の研修のために、理解増進事業専門員として従事する。

5. スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス体制強化に関する調査研究（スポーツ庁委託事業）

スポーツ団体の不祥事に端を発して近年継続的に取り組んできたガバナンス・コンプライアンスの体制の確立が、ポストオリンピック・パラリンピックのソフトレガシーとしてガバナンス・コンプライアンス体制の強化について一定の成果を出すべき時に来ている。本年度から令和元年6月10日付で公表されたスポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉を用いた適合審査が開始されるところ、その解釈や適合基準、それに対するスポーツ団体の対応方針などについて継続的なフォローアップが必要であるため、当機構としても、ガ

バランスの意義・目的の再確認と責任の所在の明確化を目的として、2020年3月にまとめた「理事その他役員のためのガバナンスハンドブック」及び「コンプライアンス教育強化のためのモデル資料」の普及・啓発等を行いつつ、2014年3月にまとめた「フェアプレイガイドライン」や2017年3月にまとめた「コンプライアンスガイドライン」のアップデート、見直し等も行う。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプロボノサービスの準備

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、トラブルに巻き込まれたアスリート等に無償で法的アドバイスを提供するプロボノサービスを実施する予定である。このプロジェクトは、同大会の円滑な運営に貢献するとともに、スポーツ仲裁及び国際仲裁に関する知識・経験を深めて、国内の仲裁人・代理人のレベルアップを図ることを目的としている。このプロジェクトに向けた準備として、運営規則を策定するとともに、以下のとおり、担当弁護士向けの研修等を実施する予定である。

1. 国内講師研修会第4回
2020年4月以降（予定）
アンチ・ドーピング規則概要
講師：杉山翔一（弁護士）
2. 国内講師研修会第5回
2020年4月24日（金）18時～20時（予定）
アンチ・ドーピング規則の判例研究（予定）
講師：早川吉尚（弁護士）
3. 国内講師研修会第6回
2020年6月26日（金）18時～20時（予定）
アンチ・ドーピング規則の判例研究（予定）
講師：高松政裕（弁護士）

以上